

# 令和4年度曾於市建設工事評定点の算出法

基準日：令和4年4月1日

## 1 建設工事評定点

建設工事評定点（以下「評点」）は「客観的評定値」に「主観的評定値」を加えたものとする。ただし、算出された評点が前回評点から100点以上上昇した場合には、前回評点に100点を加点したものを評点とし、前回評点から下降した場合には、前回評点からの下降点数に0.9を乗じた数値を減点したものを評点とする。

## 2 客観的評定値

- (1) 客観的事項の審査については、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定に基づく工種毎の経営事項審査総合評定値（以下「総合評定値」という。）を客観的評定値とし、審査基準日における最新のものとする。
- (2) 前号において、本社・本店の所在地が市外にある者については、各工種の総合評定値に0.9を乗じた数値を客観的評定値とする。
- (3) 新規資格者及び総合評定値を有していない者等については、総合評定値の代わりに基礎評定値400点を付与したものを客観的評定値とする。ただし、前回の格付において基礎評定値を付与された者で総合評定値を有している者には、2年毎の格付の度に前回基礎評定値に100点を付与したものを基礎評定値とする。なお、当該基礎評定値が総合評定値以上の場合は総合評定値を客観的評定値とする。

## 3 主観的評定値（次に掲げる各号について算出又は評価加点した合計評定値）

※ 加点する数が小数になったときは、四捨五入により整数にするものとする。

- (1) **工事完成高** 直前3年の平均工種別工事完成高の1/1,000,000の数を加点
- (2) **工事成績** 直前3年の平均工事成績の数値（以下「平均成績」という。）を次の2通りの式により算出した数を加点又は減点

ア 平均成績×2

イ (平均成績－70)×平均成績/10

### (3) その他の事項

事項 \ 区分	ア (加点の数)	イ (加点の数)	ウ (加点の数)	エ (加点の数)	オ (加点の数)
市内の事務所に常駐する技術職員数	11人以上 (20)	8～10人 (16)	5～7人 (10)	3～4人 (6)	2人以下 (4)
市内の事務所に常駐する技術職員以外の職員数	15人以上 (10)	10～14人 (8)	5～9人 (5)	2～4人 (2)	1人以下 (0)
市内における清掃・施設愛護活動・福祉的状况	毎年3回以上活動している (20)	毎年1～2回活動している (15)	3箇年中2箇年活動している (10)	3箇年中1年活動している (5)	活動していない (0)
防災協定による災害復旧応急作業	市と協定を締結している (20)		市以外と協定を締結している (5)		締結していない (0)
ISO9001の認証	審査基準日において取得している (10)				取得なし(0)
ISO14001の認証	審査基準日において取得している (10)				取得なし(0)
本社又は本店の所在地 (登記簿等における)	市内 (10)			市外 (0)	
曾於市消防団員の雇用状況	1人以上 (5)			0人 (0)	
保護観察対象者の雇用支援	登録している (2)			登録していない (0)	